

採点表（審査基準）

（新ごみ処理施設整備基本設計等業務委託）

HP 掲載用

採点者 _____

応募者 _____

	項目	項目	配点	備考
企業実績	企業業務実績	・一般廃棄物処理施設整備基本設計業務又は要求水準書作成業務(ごみ焼却施設の処理能力が303t/日以上に限る)の実績が十分にあるか	3点	満点 5件以上
		・一般廃棄物処理施設整備・運営事業者選定支援業務(ごみ焼却施設の処理能力が303t/日以上に限る)の実績が十分にあるか	3点	満点 5件以上
		・一般廃棄物処理施設解体設計業務又は要求水準書作成業務(ごみ焼却施設に限る)の業務実績が十分にあるか	3点	満点 5件以上
	資格者数	・技術士(廃棄物管理)の人員が充実した体制であるか	5点	満点 20人以上
実施体制	配置予定管理技術者の実績技量	・十分な技術力や業務実績があるか	3点	
	配置予定技術者の実績技量	・一般廃棄物処理施設整備基本設計を検討する十分な技術力があるか	3点	
		・施設整備運営事業者選定業務を支援する十分な技術力があるか	3点	
		・一般廃棄物処理施設解体設計を検討する十分な技術力があるか	3点	
	業務実施体制	・企業内での応援体制及び審査体制は充実しているか	3点	
実施方針・手法	業務内容の理解度	・仕様書に基づいた業務内容を把握し、理解度が適切であるか	6点	
		・明石市の廃棄物行政について把握、理解度が適切であるか	6点	
	業務工程計画の妥当性	・業務工程、工程計画が妥当であるか	3点	
	実施手法柔軟性	・住民要望等による実施手法の柔軟な対応力があるか	2点	
	提案内容の妥当性	・提案内容が的確であるか	6点	
		・提案に独自性や、工夫等が認められるか	6点	
取組意欲・能力	業務に対する取組意欲	・積極的に取り組む姿勢、熱意が感じられるか	5点	
	ヒアリング・質疑応答	・説明はわかりやすかったか	5点	
		・質問に対する応答は適切か	5点	

公共性 (施策反映) 評価	障害者の積極的雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がない業者で障害者の雇用があるか 	1点	
	子育て支援への取組	結婚・妊娠・出産・育児への支援、子育てしやすい環境づくり など <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定を上回る育児休業制度を就業規則で制定 ・ 職場復帰しやすい環境の整備 ・ 子育て中の従業員向けの相談体制の整備・・・など 	1点	
	男女共同参画社会づくりへの取組	仕事と家庭との両立のための環境整備、セクシャル・ハラスメントの防止、事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保 など <ul style="list-style-type: none"> ・ フレックスタイム制、在宅勤務制度など ・ セクハラについて相談や苦情のための特別窓口又はカウンセラーの設置 ・ 性別により評価することがないよう人事考課基準を明確化 ・ 事業所内託児所施設の設置・・・など 	1点	
	若年雇用者育成のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ エルダー制度など若手従業員を個別実地に熟練者が育成するような制度を事業所として制定（単なる研修は除く）・・・など 	1点	
	更生支援のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護観察所への協力雇用主としての登録があるか 	1点	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度や採用枠等の整備 など ※保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合に限る	1点	
	労働安全衛生のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか 	1点	
価格	20点×参加者の中の最低業務価格÷当該参加者の業務価格 (小数点以下切り捨て)	20点		
合計		100点		

※各業務実績については、2013年4月1日から2023年3月31日までの間に、国内において国、地方公共団体又はそれに準じる期間(公社、公団、事業団等)の発注に係る業務を元請として完了した業務とする。

※各業務実績については、一般廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)の新設のみとし、基幹改良事業等は除く。

※審査基準点(50点)未満は失格とする。(選定委員のうち、審査基準点が50点未満の者が1人でもいた場合においては、当該参加者を失格とする。)